



編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

労政ニュース

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

1 Instagram（インスタグラム）を活用している東大阪市内企業を募集します

～就活ファクトリー東大阪ウェブサイト内で『貴社の Instagram』を **PR** しませんか！！～

近年の若者の就活では、SNS による情報収集が活発になっています。会社のウェブサイトだけでは伝わらない社内の雰囲気などがわかるInstagramは、特に多くの若者がチェックしています。一方でInstagramのアカウントを作ったものの、なかなかアクセス数が伸びないといったお悩みを抱えている企業がたくさんあります。

そこで、東大阪시가運営している就活ファクトリー東大阪（就職支援施設）のウェブサイト内で【Instagram（インスタグラム）を活用する東大阪市内企業一覧】の掲載を企画しました！

多くの求職者が訪れる就職支援施設のウェブサイト内で貴社のInstagramを **PR** しませんか！！

◆掲載条件 ☑☑☑ 採用活動を行っており、Instagram（インスタグラム）を活用している、東大阪市内の事業所

◆申込方法 ☑☑☑ 下記 URL もしくは二次元バーコードからフォームにアクセスし、必要事項を入力しお申し込みください

<https://forms.office.com/r/HOF34xxaTO>

◆締め切り ☑☑☑ 令和4年4月22日（金）です。

◆お問合せ  「若者・女性の未来を創る」就活応援スポット
就活ファクトリー東大阪

TEL : 06-4306-5360 FAX : 06-4306-5160



↑二次元バーコード

2 令和4年 4月1日から 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公開が 101～300人以下の中小企業にも義務化されました

一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

「一般事業主行動計画」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。

行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

ステップ2 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ3 一般事業主行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る

ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

詳しくは、専用ホームページをご覧ください☆ ⅳ

<https://joseikatsuyaku.com/>

◆お問合せ◆ 大阪労働局 雇用環境・均等部指導課 06-6941-8940